

# SOS サポートメール

## 無料お試しサービスの解約トラブルに注意！！



### <今回の相談事例>

1か月お試し期間の無料の動画視聴サービスに会員登録をしました。しかし、無料期間中に解約手続きをするのを忘れてしまい、自動契約更新され、今月から有料サービスの料金が請求されていました。無料期間が終わってからサービスは利用していませんが、やっぱり払わなければならないのでしょうか。  
(10代男性)

### 【アドバイス】

#### ●オプションサービスの解約忘れに注意しましょう。

無料お試し特典があるサービスの多くは、最初に会員登録をして一定期間は無料ですが、その後自動的に有料になります。不要なオプションは自ら手で解約しなければいけません。申し込んだサービスに解約漏れがあると、利用していなくても定額課金サービスとして料金を請求されます。事前に契約内容や契約条件、解約方法をしっかり確認しましょう。

#### ●申し込み前のチェックポイント

- 希望するサービス以外のサービスも契約となっていないか？
- 契約期間、解約料などが設定されていないか？

#### ●解約の際のチェックポイント

- どのような手順で解約するのか？
- 解約の受付がWEBサイトや電話などに限定されていないか？



まもりん

### 二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン いやや! ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



みもりん